

平成 30 年度私費中国人留学生奨学金制度募集要項

四国華僑華人連合会（以下、「連合会」という。）は、平成 30 年度『私費中国人留学生奨学金制度』受給者を、下記により募集する。

1. 目 的

非営利団体である連合会は、四国地域の多くの方々のご支援、ご協力を頂いており、今後四国地域の更なる繁栄と発展、および日本社会の各界との交流を促進するために、「私費中国人留学生奨学金制度」を設置し、四国地域で学問に励む中国人留学生を支援し、地域社会に役立つ人材を育成することを目的とする。

2. 応募及び受給対象者の条件

学業、人物ともに優れ、経済的理由により修学に困難がある中国人留学生

3. 給付月額

奨学金の給付月額は 1 万円とする。

4. 給付期間

奨学金の給付期間は平成 30 年 4 月より平成 31 年 3 月までの 1 年間とする。

5. 募集人数

四国 4 県より各県 1 名、計 4 名

6. 受給者採用方法

(1) 四国 4 県の中国人留学生を対象者として、上記項目 2 の「応募及び受給対象の条件」に規定する資格の有無を審査の上、各県の中国人留学生学友会が提出した資料を参考にし、連合会が受給候補者を決定する。

(2) 書類の提出

i. 各県の中国人留学生学友会は平成 30 年 6 月 15 日（金）までに受給候補者の作文と履歴書等書類を連合会に提出する。

ii. 連合会の奨学金受給者採用の審査委員会が、平成 30 年 7 月 30 日までに当連合会事務局にて受給候補者の面接を行い、受給者 4 名を選定する。

7. 奨学金の給付方法と支給日

(1) 奨学金は、受給者の指定した受給者本人名義の口座に振込を行う。

(2) 奨学金は 6 ヶ月単位で給付する。

(3) 採用決定後、帰国等の理由により振込口座が解約された場合は、当該月以降の奨学金は辞退したものとす。

(4) 奨学金の支給日は給付月の 15 日とし、土・日或いは祭日と重なった場合は支給日より前日の平日に支給する。